

日 薬 業 発 第 255 号  
令 和 6 年 10 月 8 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

訪問診療等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について（周知）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

訪問診療等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始については、令和6年10月2日付け日薬業発第245号にてお知らせしたところですが、今般、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より、本会宛てに別添のとおり連絡がありましたのでお送りいたします。

本件は、当該通知と同様の内容とはなりますが、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(別添)

- ・訪問診療等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について（周知）  
(令和6年10月7日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療介護連携政策課)

事務連絡  
令和6年10月7日

公益社団法人 日本医師会  
公益社団法人 日本歯科医師会 御中  
公益社団法人 日本薬剤師会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

訪問診療等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について（周知）

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただきありがとうございます。  
標記につきましては、今般、訪問診療等・訪問看護（医療保険）における本人確認の方法として、従来の暗証番号の入力に加え、マイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であるかを医療関係者等が目視により確認する方法も選択して資格確認を実施できるアプリケーション（マイナ資格確認アプリ）が配信されました。

マイナ資格確認アプリの利用方法については、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載中の「医療機関等向け\_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」「オンライン資格確認等システム運用マニュアル」「操作マニュアル（管理者編）」「オンライン資格確認クイックガイド」の資料をご確認ください。

貴団体におかれましても、関係者に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

【参考：医療機関等向け総合ポータルサイトURL】

[https://iryohoken.jyoho.service-now.com/csm?id=csm\\_index](https://iryohoken.jyoho.service-now.com/csm?id=csm_index)

以上